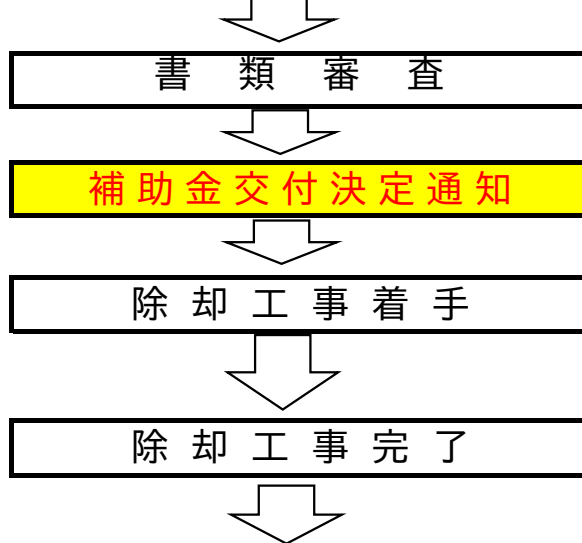


チェックシート②：補助金交付申請以降の手続き

1	補助金交付申請	① 補助金交付申請書(第3号様式) ※住まい建築課窓口にて受付となります。	☐
	【添付資料】	② 空家等の位置図(付近見取図)	☐
		③ 空家等の配置図(明示すべきもの⇒隣地境界からの距離、境界塀等、立ち木)	☐
		④ 現場の写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含む)	☐
	事前調査	⑤ 土地及び建物の登記事項証明書(申請日前3カ月以内に発行されたもの)	☐
	申請時に提出済み	※建物が無登記の場合は市民税課にて「資産証明書」を取得し添付	☐
		⑥ 所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員からの同意書	☐
		⑦ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式(相続関係図、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し等)	☐
		⑧ 本人確認書類(運転免許証の写し等)	☐
		⑨ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書	☐
		⑩ 市税が滞納がないことを証する書類(申請日前3カ月以内に発行されたもの)	☐
		⑪ 除却工事を行うものが必要となる資格を有することが確認できる書類 ※補助金交付要綱第5条第1項2号であることを証する書類	☐
		⑫ 補助対象工事の見積書(積算内訳を明示し、業者の押印があるもの)	☐
	⑬ その他市長が必要と認める書類	☐	

※交付申請の締め切りは当該年度の11月14日となります。

※書類に不足や不備がある場合、受理いたしません。



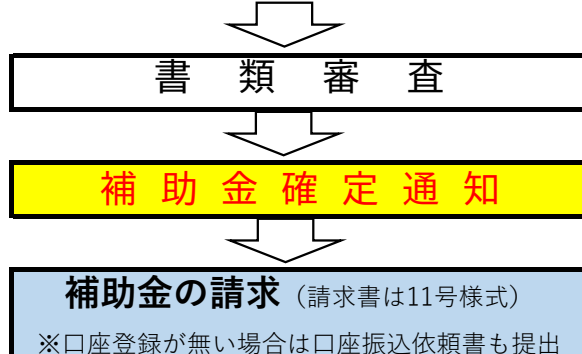
交付決定通知日 令和7年 月 日

※除却工事における注意点

- ・除却工事の着手は「補助金交付決定通知日」以降とすること
- ・通知日より前に着手した除却工事は補助の対象となりません。

2	実績報告の提出	① 完了実績報告書(第9号様式) ※住まい建築課窓口にて受付となります。	☐
	【添付資料】	② 除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの	☐
		③ 領収書の写し又はこれに代わるもの	☐
		④ 工事中および完了後の現場写真	☐
		⑤ その他市長が必要と認める書類	☐

※実績報告提出の締め切りは当該年度の12月12日となります。



※口座登録が無い場合は口座振込依頼書も提出

※補助金請求の締め切りは確定通知日から14日以内又は12月25日のいずれか近い日となります。

➡ 補助金の受領